

個人観光客向けOTAプロモーション事業業務委託 仕様書

1 委託業務名

個人観光客向けOTAプロモーション事業

2 目的

令和7年度から山口県で実施するデスティネーションキャンペーン(山口DC)においては、団体旅行をメインターゲットとする従来型のプロモーションにとどまらず、昨今主流となっているOTA(Online Travel Agent)を活用した個人観光客向けのプロモーションを展開し、あらゆる層へ取りこぼすことなく本県観光の魅力を発信することで誘客拡大を図る。

3 業務期間

契約締結の日から令和8年2月27日まで

4 業務内容

(1) 複数のOTAにて山口DCにちなんだ特集ページを作成・掲載

- 2社以上のOTA(以下、「連携OTA」とする。)と連絡調整の上、各OTAサイト上に山口DCにちなんだ県内の観光地等の魅力を最大限伝える特集ページを掲載し、宿泊予約を募集する。
- ページの内容は以下を満たすものであること。
 - ・県内観光地を写真、動画等の掲載により効果的に紹介すること。
 - ・山口県観光連盟サイトのDC特集や関連するキャンペーンへのリンク等を貼り、全体として一体感のある特集ページとすること。
 - ・宿泊予約者への特典として提供する「おもてなしサービス」を分かりやすく周知すること。
 - ・特集ページの掲載時期は、山口プレDC期間である10月～12月末までの利用期間を見据えて、誘客効果が高いと見込まれる最適な時期を設定すること。
 - ・特集ページのターゲット層(性別、年齢等)については、活用するサイトの特徴等を考慮して任意に定めること。
- 掲載する宿泊プランについては、以下を満たすものであること。
 - ・山口DCのテーマである“万福の旅”を意識したプラン内容とし、「山口DC特別プラン」と題して掲載すること(既存プランでも左記プラン名を付していれば構わない)。
 - ・期間を通じて県内への旅行需要が高まるよう、平日宿泊プランを積極的に掲載する等、閑散期を考慮した内容とすること。
 - ・県内宿泊事業者へのプラン造成・連携OTAへの掲載依頼については、受託者が主体的に行うこと。
- 各OTAにおいて特集ページへのアクセス、実際の宿泊旅行者数が増えるよう各種プロモーションを実施すること。なお、WEBサイト以外の関連媒体(例: SNS、メルマガ等)の活用に係る経費を委託費に含めることは認める。
- 必要に応じて、宿泊観光事業者等を対象とした説明会を開催し、商品造成

から連携OTAへの登録、おもてなしサービスの旅行者への案内まで、事業全般がスムーズに進むよう配慮すること。

- 特集ページの運用について不具合が生じた場合、速やかに原因を解消し、原因及び解決した内容について報告すること。

(2) 対象プラン利用者への「おもてなしサービス」の提供

- 「山口DC特別プラン」を利用する旅行者が、県内の観光施設等で受けられるサービスを集約し、スマートフォン等デジタル媒体で利用できる仕組みを構築する。
- 「おもてなしサービス」は、以下を満たすものであること。
 - ・飲食店（カフェ、ベーカリー、うどん、ラーメン等）、土産物店、小物雑貨店、入浴施設、体験施設等、地域の口コミ等リサーチし、利用時期にふさわしい旬をとらえたサービスとすること。
 - ・対象施設等は、県内市町及び島根県津和野町をバランス良く網羅し、かつ、主要観光地（唐戸市場、角島・角島大橋、元乃隅神社、萩城下町・松下村塾、秋吉台・秋芳洞、瑠璃光寺五重塔、防府天満宮、錦帯橋）周辺に立地していること。
 - ・営業日や営業時間が限定的で、旅行者が利用しにくい施設等は避けること。
 - ・サービスは各施設等の協賛（費用負担）で実施すること。
 - ・高価なサービスではなく、100円割引やワンドリンクサービス等、施設側に大きな負担とならないようなサービスを求めるものとする。
- 対象サービスの紹介については、主要観光地名や市町名（又はエリア名）から検索できる等、利用者が簡単に見つけられる仕組みとすること。

(3) アンケートの実施

- 「おもてなしサービス」利用者に対し、アンケートを実施し、集計すること。
- アンケートの項目は以下を必須項目とする。
 - ・居住地（都道府県）、性別、年齢（又は年代）
 - ・誰と何人での旅行か
 - ・山口県内での宿泊日数
 - ・山口県内で訪れた観光地
 - ・山口県内で印象に残ったグルメ、観光地及びその理由
 - ・山口県内で使用した金額
 - ・意見や感想（自由記入）

(4) 業務実施状況の報告

- 以下の項目について、月次で報告すること。
 - ・連携OTAごと山口県内への宿泊予約状況（可能であれば対前年同月比を示すこと。）
 - ・連携OTAごと特集ページのアクセス状況（閲覧数、滞在時間、特集ページからの宿泊予約数等）

・おもてなしサービス利用状況

- 委託業務完了の日から起算して10日を経過した日又は、令和8年2月28日のいずれか早い日までに、業務実績及びアンケート結果等を記載した実績報告書を作成し提出すること。

5 契約金額

本業務の委託限度額は、20,957,000円以内とする（消費税及び地方消費税の額を含む）。

9 留意事項

- 委託者の判断により、本業務を中止することとした場合は、中止が決定した日までに実施した業務（業務実施にかかる準備含む）を本委託業務の内容とし、その業務内容に要した経費を委託費とする。
- 具体的な業務の実施方法及び本仕様書に記載のない事項については、委託者・受託者が協議の上、決定するものとする。
- 業務内容は、委託者・受託者の協議により追加、修正、削除することがある。
- 今回の業務委託により制作される成果物の著作権、所有権、その他の一切の権利は、一般社団法人山口県観光連盟に帰属するものとする。
- 業務の実施に当たり、著作権、肖像権等に関して権利者の商談が必要な場合は、受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾、借用等により発生する費用は、当初の契約金額に含むものとする。